

公 告「静岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」の特定区域に関する事項の変更について

静岡県では、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第16条第1項の規定に基づき、県内35市町の共同により令和5年3月に「静岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（以下、基本計画といいます。）」を策定しました。

今般、同法第17条第1項の規定により、基本計画の特定区域に関する事項を変更するため、同条第3項において準用する同法第16条第3項の規定により公告し、公衆の縦覧に供します。

なお、同法第16条第4項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該事項について都道府県に意見書を提出することができます。

令和7年12月2日

静岡県
富士宮市
島田市
掛川市
川根本町

記

1 変更後の基本計画における特定区域の区域

藤枝市（設定済み）、富士宮市、島田市、掛川市、川根本町

2 当該特定区域において実施する事業活動の変更後の内容

- (1) 基本計画改正案
- (2) 基本計画新旧対照表

3 縦覧期間・場所

- (1) 静岡県経済産業部農業局食と農の振興課
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁東館
電話番号：054-221-2689
ファックス番号：054-273-1123
メール：chiakinou@pref.shizuoka.lg.jp
- (2) 富士宮市産業振興部農業政策課
〒418-8601 富士宮市弓沢町150 富士宮市役所
電話番号：0544-22-1148
ファックス番号：0544-22-1207
メール：nosei@city.fujinomiya.lg.jp
- (3) 島田市農業振興課茶業振興室
〒427-8501 島田市中央町1-1 島田市役所本庁舎
電話番号：0547-36-7168
ファックス番号：0547-37-8200
メール：noshin@city.shimada.lg.jp
- (4) 掛川市産業経済部お茶振興課
〒436-8650 掛川市長谷1-1-1 掛川市役所
電話番号：0537-21-1216
ファックス番号：0537-21-1212
メール：ocha@city.kakegawa.shizuoka.jp
- (5) 川根本町産業振興課農業室
〒428-0313 森原郡川根本町上長尾627 川根本町役場
電話番号：0547-56-2226

ファクス番号：0547-56-2226
メール：sangyou@town.kawanehon.lg.jp

4 意見の提出期限

令和7年12月2日（火曜日）から12月16日（火曜日）まで（必着）

5 意見書の提出先・問合せ先・提出方法

（1）提出先

3の（1）に記載のとおり。

（2）問合せ先

ア 特定区域設定に関すること

3の（2）～（5）に記載のとおり。

イ その他

3の（1）に記載のとおり。

（3）提出方法

次のいずれかの方法により提出願います。

様式は任意ですが、住所・氏名・電話番号を記載の上提出願います。

なお、意見は日本語に限ります。

ア 郵送

イ ファクス

ウ メール

6 その他

（1）電話及び口頭での意見には対応できませんので御了承ください。

（2）郵送の場合は、提出期限内に届いたものが有効となります。

（3）意見に対する個別の回答はしませんので御了承ください。

（4）意見については、本計画改正に当たっての参考とさせていただきます。